

令和6年第11回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 6年 11月 7日
筑紫野市役所 505会議室

1 開会日時及び場所 令和6年11月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（505会議室）

2 閉会日時 令和6年11月7日 午後4時10分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、砥綿浩行、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、
天本京子、萩尾博道、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、
澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永崇臣

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第	23号	農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について
報告第	24号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出について
報告第	25号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について
議案第	21号	農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について
議案第	22号	農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	23号	農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について
議案第	24号	非農地証明願について

農政

議案第	15号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について
-----	-----	-----------------------------

令和6年第11回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：では、皆さん、こんにち。人権研修、お疲れさまでございました。ただいまから農業委員会を始めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

出席委員が、筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和6年第11回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行いますので、よろしくお願いします。署名委員には、1番委員の石橋委員さん、7番委員の高山委員さんを御指名いたしますので、よろしくお願いします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

まず、1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第23号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が3件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□、外20筆。地目、地積に関しましては、田2万2,385.82平米、畑378平米、合計2万2,763.82平米でございます。届出の事由としましては相続。あっせん希望につきましてはなしでございました。

続けて、番号2、届出者、朝倉市□□、□□。届出地の表示、□□、外9筆。地目、地積に関しましては、田1万2,583平米、畑1,077平米、合計1万3,660平米でございます。届出の事由は相続。あっせんにつきましてはなしでございます。

最後、番号3、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田825平米、合計825平米でございます。届出の事由は相続。備考欄にありますように、あっせんにつきましてはなしでございました。

以上で報告を終わります。

○議長：ただいま3件報告がございました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第24号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田585平米、合計585平米でございます。届出内容は、転用目的が資材置場、括弧書きで一時転用となっております。構造規模は現況のまま利用。工事期間は令和6年8月9日から令和7年2月28日まででございます。受付月日は令和6年10月16日でございます。

一応資材置場というふうに書いていますけれども、建設資材の置場となっていて、現場事務所であったり、重機、それから工事車両の駐車、それから工事用水の設置ということになっています。工事終了後は、現況復帰ということで、届出が出ておりました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。はい、どうぞ。

○委員：この案件、私の家の近くで、私もちょっと利害関係にもあったので、これに関しては、前ちらっと言っていたと思うんですけど、1,000平米以下の開発をされてあって、その残りのところが、市道から入り口で、ちょうど今言った資材置場とか、重機材、工事用の車両関係が置いてあって、当時は、まだその辺埋め立てて、もちろんもともと農地だったんで、鉄板を敷いて、その上から泥をかぶせて、工事車両がどんどん入ってきたんですけど、たまたまちょっと、ここは一時転用になるんじゃないかなということで、市の農政課で、ちょっと別件で、少し前に農道の関係で来られたときに、その方に再度、ここは転用が必要じゃないですかということを言われて、それから多分申請に来られたと思うんですね。

こういう開発、市街化は、農地なので、届けだけで終わるんですけど、市街じゃない場合も、調整とかでは許可関係が要ると思うんですけども、市の整備要綱ということで、時々市の整備要綱に引っかかりますよと、また500平米以上の場合に対象になるみたいなんですけれども、私はちょっと今回の関係で、農政課の方から、市の整備要綱の資料をもらって、内容を読んだときに、結構地元とか、近隣の地権者とか、利害関係人には、事前にそういう工事があるときは説明せろとなっているんですけども、今回この案件に、たまたま私も隣接している土地があったんで、境界の立会いはしたんですね。これは前、転用で許可が出たときには、一応そういう、この方の場合、事前に許可をいただいて開発されてあるんですけども、資料をもらったときに、その中を読むと、近隣の住民とか利害関係人には、事業主が事前に説明せろとなっているんですけども、基本的にそういう説明はなかったんですね。

市の都市計画の担当の方というか、ちょっと電話をかけた方に、その辺どうなっているかと聞いたら、そういう事前説明の報告書みたいのが出しているんですけど、それには私の名前が丸めてあったんですね。それは、僕は受けてないよということで、消しておけと言ったんですけど

ど、それも2回か3回電話したんですけど、その後、全然事業主さんからは説明もないし、こちらから、ちょっと個人的なんですけど、事業主さんに1回電話したんですけど、ちょっと話してよということと言ったんですけど、全然来られないし、その辺で、都市計画課に関係はあるんですけど、市の整備要綱ということで、私も今期3年目で、今年度で多分農業委員は外れると思うんですけど、早くその辺を聞いて、都市計画課に市の整備要綱というのを、事前にある程度農業委員の方は知っておかないといけないんじゃないかなと思ってですね。

ただ市の整備要綱でそれは書いてあるんですけど、市の整備要綱は何かなと思ひまして、私たちは資料をもらって読んだからある程度分かったんですけど、その辺は、今後農業委員さんの中では、具体的に知りませんが、こういう資料で、こういう報告が要るとか、細かく書いてあるんですけど、そういう説明が基本的には農業委員さんになられる方は、今後ある程度都市計画課長あたりが来てからちゃんと説明してもらわないといけないんじゃないかと思っています。ちょっと今回の案件で思いました。

そうしないと、市の整備要綱にはオーケーですよとなっているけど、では、その整備要綱は何ですかと言われても、今回私は資料をもらったんである程度分かったんですけど、今回私、勝手に報告の名前に名前が入っていたので、丸してありますが、いや、そんなちゃんと説明を受けてないよと言ったんですけどね。ちょっと私の関係で申し訳ないんですけど、そういう都市計画課は、農業委員さんと調整はしてあるんでしょうけど、具体的には農業委員もそこまで詳しく知らなかったんで、その辺は、今後都市計画課の担当者あたりから、ちゃんと市の整備要綱とはこういうものですよということで話を聞いたほうがいいんじゃないか、説明を受けたほうが、その資料をもらってですね。ネット上は出ていると思いますけど、ネットで調べないと分かりませんし、市の整備要綱って、いつもレジュメに出てくるけど、それはどういうことかなというのは分からない方が多いんじゃないかと思いますので、農業委員の場合は、農地も開発に係るし、建物が建ったりしますので、調整も含めて、その辺はちょっと都市計画なりがちゃんと研修を受けたほうがいいのではないかと思います。

○議長：今言われましたとおり、私自身も詳しくは存じておらない部分がございますので、皆さん方も、市の整備要綱というのはしょっちゅう出てきますので、お聞きになっていると思いますが、時間もかからないと思いますから、ぜひ次回あたりでも、簡単に説明をしていただくように、事務局のほうと相談できますかね。

○局長：ちょっと調整します。

○議長：調整して、次回でも結構ですので。まだまだ今からもありますので。

今申されましたことは、ぜひやっていきますので。

○委員：そうですね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ほかにございませんようですので、本件に関する報告を終わらせていただきます。

それでは、3ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第25号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、熊本市中央区□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑569平米、合計569平米でございます。届出内容は、転用目的が資材置場。契約内容が売買。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和7年5月1日から令和7年7月31日まででございます。なお、受付月日は令和6年10月4日となっています。

続けて、番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田17平米、合計17平米でございます。届出内容は、転用目的が道路拡幅。契約内容は帰属。構造規模はアスファルト舗装。工事期間は令和6年8月9日から令和7年2月28日までとなっています。受付月日は令和6年10月16日でございます。

あと、番号2について補足説明ですけど、道路拡幅ということで書いていますが、先ほど4条の届け出たところの隣接地でございますが、その開発許可の中で、道路拡幅ということで、開発の中で道路を後退する、セットバックみたいなものですが、そのための帰属用地ということになっています。

本体の部分については、5月7日に開催しました5条提案の届出の中で、有料老人ホームの案件で報告したものでございます。その分のセットバックの案件でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：帰属の説明しないといけないんじゃないですか。

○事務局：市に帰属というのは、個人さんが、□□さんが持っているものを、市がもらい受けて、その後公衆用道路にするという意味の帰属でございます。

補足でございました。

○議長：ありがとうございます。

それでは、2件報告がありました。本件について質疑のある方、お願いいたします。どうぞ。

○委員：□□、うちの隣の方なんですけど、売買の場合は、農業委員か推進委員には一応報告はないんですかね。初めてなものですから、分かりませんけど。

○事務局：一応申請とかになると、農業委員さんの印鑑が要るので、説明とかをしに来る

んですけど、届出の場合は、ここは市街化区域ですので、もう書類を提出していただくと、そこで完結してもらいます。その代わりに、委員会の中で、こういった形で報告するという流れになっていますので、その説明はないです。

○推進委員：なくてもいいわけですか。

○事務局：はい。ただ、先ほど□□委員さんが言われていたように、市街化区域の市の整備要綱とか、そういった開発絡みの中では、一応地域の方に、周辺住民の方に説明会を開くなり、そういったものに代わる説明をすることとなっていますので、そういった話は出てこようかと思えますので、それは必要に応じて言ってくださいというのは、都市計画課関係から指導される内容でございます。

もし、そうなってくると、その方に、農業委員さんとか、区長さんとかに説明に行かれると思います。少なくとも区長は知ってあると思います。

○推進委員：分かりました。いや、びっくりしたものですからね。人から話を聞いてから。

○事務局：市街化区域の届出ですものですから……。

○推進委員：その土地が、シルバーと言ったらおかしいんですけど、年配の方が畑を作っているんですよ。でも今年いっぱいやめると言って、何でですかと言ったら、あそこは、家を建てるところがあるんですけど、後から聞いたものですから、いや、ちょっとおかしいかなと思いつてから、ちょっと質問したかった。今、□□さんが先に言われたから、いや、同じ条件じゃないけど、どうかなと思いつてから、でも、僕もちょっとあんまり詳しくないものですから、一応質問だけさせてもらってから、今、納得したんですけど。ちょっと一言でも、何かこんなふうには、農業委員が何かおられるんじゃないかなということ、話が、一応報告はしとかないかんのじゃないかなというのがあるんじゃないかなと、僕は思ったものですから。でも、しなくてもいいわけですね。

○事務局：そうですね。

○推進委員：はい、分かりました。これで機能するわけですね。分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

議案第21号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）に関する件を議題といたします。

1件ございまして、地区担当委員であります9番委員の□□委員さん、説明方よろしくお願ひします。

○委員：譲受人、住所、氏名、耕作面積、太宰府市□□、□□。譲渡人、住所、氏名、栃木県那須郡那□□、□□。申請地の表示は、□□。これは、ちょうど太宰府の向佐野辺りの境界の近くになります。そこの田んぼを1反4畝、相手方の要望により売買ということで、□□さんから出しました。□□さん自体は、太宰府市の通古賀でもともと農業をしてあったんですけど、農業機械も持ってあるし、よそにも、ほかに田んぼ、農地をちょこちょこ持ってありまして、面積は4,786平米で、太宰府で実際に作っている面積です。あちこち農地を、今いろいろ買っているという状況で、窓口に来られました。ここも、今農地を売った人が県外関係の人になっているから、今後のことはきちっと管理してもらわないかなんと思っています。これはもう伝えております。

□□さん自体が、不動産業、春日原の□□という会社だったから、不動産関係は詳しいから、それをしながら、農地の転用も、売買もやってあるような状況ですので、間違いないと思います。以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：一応、今回の3条については、譲受人が太宰府市の方ということで、筑紫野市のほうに情報がない状態でございます。

一応、□□さんのほうは、委員さんのほうから話がありましたように、太宰府のほうでも農業をされてあります。□□さんは息子さんのほうで、お父さんのほうは筑前町のほうとかにもいっぱい農地を持ってあるということで聞いています。

今回、□□さんに関しては、こちらに情報がないということで、□□市の農業委員会のほうから耕作証明をもらって、その面積が、そこに括弧書きで書いている4,786平米ということになっております。

営農計画については、水稻を作ってあって、トラクターとか田植機、コンバインとか、それぞれを持ってあって、農作業の年間従事日数としては240日とされているということで、申請書のほうに上がっていましたので、補足して説明させていただきました。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、よろしくお願いします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

7ページをお開けください。

議案第22号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番、この件につきましては、地区担当委員であります2番委員、□委員さん、説明方よろしくお願いいいたします。

○委員：申請者、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積が田で112平米。申請内容が、転用目的、駐車場。構造規模は砂利敷。工事期間が令和6年12月15日から7年2月15日。農地の区分としては第三種。資金の内訳、自己100%。開発許可は不要で、用排水処理、承諾書添付。都市計画区域は区域外ですね。

□□さんの自宅から、道を挟んで目の前というか、三角の土地で、その周りは全て住宅になっていまして、そこだけぽつんと空いているような状況ですね。自分のところの駐車場として利用していきたいということで申請されております。よろしくお願いいいたします。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：一応、今□□委員さんのほうから説明がありましたように、自己用の駐車場ということで上がってきております。駐車台数としては、4台ほど置けるスペースということで申請のほうが上がっています。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

次は、10ページをお開けください。

議案第23号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります6番委員、□委員さん、説明方よろしくお願います。

○委員：番号1、譲受人、住所、氏名、朝倉市□□、□□、□□。譲渡人、住所、氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、畑2,133、合計2,133。申請内容、転用目的、資材置

場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和6年12月10日から令和7年2月28日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内容、自己100%。建蔽率。開発許可、市整備要綱該当。用排水処理、承諾書添付、都市計画区域、市街化調整区域。

11ページと12ページの位置図を御覧ください。

久留米筑紫野線です。近くに車の中古車売買とか、□□の老人ホームがあります。

12ページのほうに、隣の46-1が会社敷地になっております。それに併用して、7-8の今度の売買用地になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、1番につきまして質疑、意見のある方、よろしくお願いします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、2番に移ります。

2番は、同じく6番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：番号2、譲受人、住所、氏名、太宰府市□□、□□。譲渡人、住所、氏名、朝倉郡□□、□□、外7名。申請地の表示、□□、外8筆。地積、田んぼ1万2,032平米、畑1,734平米、合計の1万3,766平米になっております。転用目的は食肉センター用地。契約内容、売買。構造規模、鉄筋構造。工事期間が令和7年5月1日から令和9年9月30日。農地の区分、第一種。資金の内容、自己14%、借入86%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、条件付。都市計画区域、市街化調整区域になっております。

位置図が13ページになっております。

久留米筑紫野線の□□のバイパスのところから、□□の信号機までになっております。こちらの□□の土地は、貯留地の予定になっております。ほとんどが筑前町の土地になっております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：まず、訂正がございまして、開発許可のところなんですけれども、県開発許可該当というふうに書かせていただいていますけれども、都市計画課に確認したところ、市整備要綱該当ということでございましたので、1番と同じ、市整備要綱該当ということで、訂正を、まず、お願いいたします。

これだけの大きな面積なのになぜかというふうに、ちょっと思われると思うんですけど、その理由といたしましては、筑前町の□□用地として、話とかを聞かれたことがあるかと思うんですけど、ここ一帯、開発区域全体が、ちょっと都市計画の話になるんですけれども、朝倉筑前都市計画の□□という形で都市計画決定をすると聞いております。簡単に言うと、都市施設として都市計画決定されるわけなんですけれども、そういうふうになっていることから、県開発不要となっているそうです。そういうことから、市整備要綱の範疇になってきて、今説明したような訂正をいただくということでございました。

ただ、県開発の許可不要となったとしても、都市計画決定するわけですから、それなりの開発許可に代わるような手続は当然あるわけですので、むしろ厳しい国との協議が必要になりますから、ハードルが高いということでございます。

一応、先ほど□□委員さんのほうからもありましたように、15ページの土地利用計画図、カラー刷りのA3横の資料を見ていただくと、筑紫野市の農地のところは、一番右側の貯留地であったり、多目的広場ということで示されている部分が、今回申請地に該当するようになっています。

この後のスケジュールになるんですけれども、今月の15日、県の常設審議委員会、県の農業委員会がありますので、そちらのほうに筑前町と同席して、委員に対して説明することになっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議長：この件につきましては、以前、皆さん方もお聞きになっていると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。はい、どうぞ。

○委員：これは用途区域を変更するんですか。都市計画区域を用途区域に……。

○事務局：市街化調整区域です。

○委員：ですよね。その市街化調整区域を外すわけですか。

○事務局：いえいえ、外れません。

○委員：外れなくて、使えるように。

○事務局：そうです。用途が変わるわけではなくて、そこに都市施設として、□ということで決定されますので、もうそこが、その目的だけの用途……。

○委員：調整区域内にある□□という目的ではいいですよということで許可が出る。

○事務局：そういう決定になるということです。それが用途に代わるものになります。

以上でございます。

○委員：はい、分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：では、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

次は、3番に移ります。

3番につきまして、地区担当委員であります4番委員、□□委員さん、説明方よろしくをお願いいたします。

○委員：それでは、譲受人、大野城市□□、□□。譲渡人、大野城市□□、□□。申請地の表示、□□。田461平米、合計461平米。転用目的、資材置場。契約内容、売買。構造規模、盛土、整地。工事期間、令和6年12月15日から令和7年3月31日。農地の区分、第三種。資金の内訳、自己100%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。これは水利組合の承諾書がございます。都市計画区域、市街化調整区域。

この場所は、16ページに図面がございます。これは□コミュニティセンターの、前回5月に申請しておりますものの横です。

次の17ページに細かいものがありますが、色がついております□□、この461平米が、今回の該当地です。

その右下の□□が、前回申請していただいて、そして可決いただいた分で、もう盛土、整地して、実際もう資材置場として利用されております。

その隣の461平米を、改めてまた別の方が、資材置場として購入したいということで、内容については、今現在、周囲がブロックづけをしてありますが、□□と、□□のところに水路がございます。この水路については、農業用水路ですので、確保するということで、水利組合からの許可をいただいておりますということです。

以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

18ページをお開けください。

議案第24号、非農地証明願に関する件を議題といたします。

1番、2番とも、私のほうで説明をさせていただきます。

1番からさせていただきます。

申請人、住所、氏名、三井郡□□、□□。申請地の表示、□□。田の3.97平米。当該地は、平成17年より耕作放棄地となっており、現況は山林となっております。

地図をちょっと見ていただきたいんですが、次のページをめくってください。

これが位置図で、その次のページに字図が載っております。実は、この上の□□、この辺を、以前非農地として証明願を出され、許可をいただいたところです。ところが、また、その後に同じ人で、別のところではございますが、同じように、また非農地が出て、今回は忘れておりましたので、申し訳ございませんが、3回に分けて出てきております。

この細長いのは、用水路があったということで、この用水路は全く使われておりませんで、問題ないということで、現地を見させていただいて、お話をして、そういうことで、もうそのまま山林となっておりますので、認めていただきたいということでございますので、よろしく願いいたします。

事務局のほうから補足がありましたら。

○事務局：特にございません。

○議長：本人さんには、もうこれ以上ないでしょうねと、念は押しておりますが、3回も出されてびっくりしました。

それでは、本件に対する質疑、意見をお願いいたします。ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

2番に移ります。

2番、申請人、住所、氏名、筑紫野市□□の□□。申請地の住所、□□、外5筆。田の8,057平米です。当該地は、平成25年より耕作放棄地となっているため、現況は原野状況でございます。

地図は、先ほどの地図のもう一つ先、21ページをお願いします。

赤く囲んだ部分が二つに分かれておりますが、旧200号線、現在県道になっておると思いますが、この道路の上の部分、小さい枠の部分ですが、これは農地パトロールにおいて、非農地でされたらという、本人宛てに通知を出しておった場所でございます。

それから、そのときにお話ししておりましたら、その反対側にもどうしようもないところがあるから一緒に見てほしいということでございまして、農地パトロールのときに本人さんを含めて現状を確認させていただきました。

それが反対側の、手前の道路際には、別の方がクヌギ等を植えてあるんですが、その上、道路は結構しっかりはしているんですが、耕作するには非常に状況が悪いということで、どうしても非農地にお願ひできんかなということでしたので、集まっておりましたメンバー、農業委員、推進委員、それから市のほうも事務局が見えておりまして、その中で検討の結果、もう非農地にせざるを得ないだろうということになりまして、今回申請をさせていただいたような状況でございます。

先ほども、くどいですが、上の小さいほうは、パトロールで大体もう外さざるを得ないだろうということには決まっておりました。そういったことで、一緒に併せて申請をされておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。ございますか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、地図の先のページをお開けください。字図の先です。字図が2枚ありますので。

続きまして、農政議案のほうに移ります。

議案第15号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定に関する件を議題といたします。農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当：それでは、読み上げて説明とさせていただきます。

番号6-11-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、太宰府市□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、1,251平米。農振区分、農用地。利用権の種類、賃貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和6年11月11日。終了の時期、令和12年11月10日。期間6年。10アール当たりの賃借料、玄米60キログラム。備考、更新。

以降につきましては、お読み取りいただきたいと思います。

件数につきましては、次のページをお開きください。

件数につきましては、記載のとおり、まず更新が3件、新規6件の合計9件。筆数としましては、更新8筆、新規10筆、計18筆。面積の合計としましては2万3,088平米となっております。

以上、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、よろしくお願ひします。はい、どうぞ。

○委員：過去の、毎月やっている議案の中であったのかどうか、ちょっと、本年の見たらなかったものですから、ちょっと確認といえますか、備考のところにある解除条件付き、更新の場合とか、新規の場合とか書いてあるんですけど、これはどういった内容というか。

○農政担当：そうですね、解除条件付きというのは、基本的にありますように、農地というものは、どんな会社でも借りることはできませんので、適格法人以外の法人の場合は、解除条件付きという形で貸付けを行うというふうになっています。ほかには、□さんでありましたり、そういったところにつきましては、こういった解除条件付きの貸付けということになりまして……。

○委員：この法人が、資格をなくせば外れる感じ。

○農政担当：農事組合法人とかであれば、解除条件付きではなくて、通常の利用権で行えるという状況になっております。

○委員：農事組合じゃない一般の法人みたいな会社で農地を借りてされるから、解除条件がついているわけですか。

○農政担当：そういうことですね。

○委員：はい、分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、採決を行います。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決す

ることに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

ただいまの件で定例会の議事は全て終了いたしました。以上をもちまして令和6年第11回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。